

寒川町公有財産規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(管理の原則) 第19条 (略) (加える)	(管理の原則) 第19条 (略) <u>2 行政財産のうち教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第2号に規定する財産をいう。）の管理は、教育委員会が行うものとする。この場合において、次条、第22条、第23条、第28条及び第29条の規定中「町長」とあるのは、「教育委員会」と読み替えるものとする。</u>

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。